

議題 テーマ提言について

項目 今回の基準諮問会議における新規テーマの提案(2) <実務対応レベル>

提案者：日本経済団体連合会

(テーマ)

親会社が日本基準、国内子会社が IFRS を適用している場合の、連結財務諸表作成における国内子会社の取扱いの明確化

(提案理由)

日本において IFRS 適用企業が増加する中、親会社が日本基準、国内連結子会社が IFRS を適用するケースが生じている。

ここで、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、18 号)においては、在外子会社の財務諸表が、IFRS(米国基準)に準拠して作成されている場合には、日本基準と IFRS(米国基準)との主要な 4 項目の差異を除き、IFRS(米国基準)に準拠して作成された財務諸表を、連結決算手続上利用できるとされている。

親会社が日本基準を適用する場合に、IFRS を適用する子会社が海外にあれば 18 号を適用して IFRS で作成した財務諸表を連結手続上利用できるのに対し、IFRS を適用する子会社が国内にある場合には 18 号を適用できないとすれば、実務上の不整合が生じることとなるので、IFRS を適用する子会社が国内にある場合にも、18 号に準じた取扱いができるよう措置していただきたい。

(具体的内容)

18 号の趣旨は、日本基準と IFRS(米国基準)とのコンバージェンスが進む中で、親会社が日本基準を適用する場合に、IFRS(米国基準)を適用する子会社が海外にあれば、IFRS(米国基準)で作成された財務諸表を連結手続上利用することを許容するというものであり、この趣旨は、IFRS を適用する子会社が海外にある場合のみならず、IFRS を適用する子会社が国内にある場合にも当てはまるものであり、両者の取扱いを異にする理由はない。

18 号が在外子会社を焦点とした取扱いであるのは、18 号が作られた当初は、日本における IFRS の適用が認められておらず、親会社が日本基準・国内子会社が IFRS という状況を想定していなかったからであり、日本において IFRS の適用が進展する中で、斯様な状況が生まれた以上、実務対応報告において手当てする必要があると思料する。

現時点において、ニーズはそれほど大きいものではないが、金融庁が IFRS 任意適用の要件を緩和し、非上場会社等も IFRS を適用することが出来るようになったことから、今後も親会社が日本基準・国内子会社が IFRS という状況が生まれる可能性がある。日本基準から IFRS に移行した企業が、連結ベースで日本基準の作成を続け、2 重に決算を行うことは、実務的に大きな負荷となり、IFRS を適用するディスインセンティブとなる。IFRS 任意適用の障害とならないためにも、親会社が日本基準、国内子会社が IFRS を適用している場合の、連結財務諸表作成における国内子会社の取扱いを 18 号において明確化して頂きたい。

(事務局対応案)

実務対応報告第 18 号に関する取扱いについて見直しを要望するものである。実務対応報告第 18 号については、本年 3 月 26 日に公表した改正実務対応報告第 18 号において、「IFRS 第 9 号における、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動におけるノンリサイクリング処理等を修正項目として追加するか否かについて、今後、検討を行う予定である。」とされ、今後、ASBJ において見直しが予定されている。よって、ASBJ において今後予定されている当実務対応報告の見直しの中に、本テーマの検討を含めて頂くこととしてはどうか。

提案者：全国銀行協会

(テーマ)

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する規定の改正

(提案理由)

金融庁は、平成27年3月31日付で追加した自己資本比率規制に関するQ&A第78条-Q4において、一定の条件を満たした任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメントは、オフ・バランス取引として与信相当額として認識する必要がないことを明確化している。

その結果、自己資本比率等計算上のコミットメントの扱いと会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントの当該範囲に差異が発生しているため、「金融商品会計に関する実務指針」の一部改正を求めるもの。

(具体的内容)

金融商品会計に関する実務指針（以下、「実務指針」）における金融機関等の当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントに関しては、第229項（結論の背景（金融商品の範囲、認識及び消滅）：当座貸越契約及び貸出コミットメント）で金融商品会計基準の対象となることが明確化されており、第311-2項等（結論の背景）を踏まえ、当座貸越契約及び貸出コミットメントは、契約上原則として無条件で取り消し可能なもの（例えば、CPバックアップライン等）も含み、原則としてすべてのものが注記の対象とされている。

これは、本規定の改正検討時に、開示対象取引の合理的な線引きが難しいこと等を踏まえ、簿外リスクのあるオフ・バランス資産等として、すべての当座貸越契約及び貸出コミットメントを開示対象としたものと推量される。

一方で、本規定の改正（平成13年3月30日）以降、パーゼル3等の国際的規制の策定等を踏まえ、リスク管理が高度化・精緻化したことに加え、平成27年3月31日付で改正された自己資本比率規制に関するQ&A（以下、「Q&A」）第78条-Q4では、オフ・バランス取引の与信相当額として認識する必要がない「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」の具体的な要件が定められ明確化が図られる等、上記の合理的な線引きが可能になった。

Q&Aによれば、例えば、貸手に都度引出を留保する権利があるコミットメントは、コミットメント性が認められないことから、「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」に該当し、与信相当額として認識する必要がないことが明確化された。こうしたコミットメントについて、実際引出に同意するまでは、将来のキャッシュ・フローへの影響を貸手も想定しない（通常の貸出金を考えた場合に、借手の借入の意思があったとしても、貸手が同意しない場合にはキャッシュ・フローは発生しない）ため、簿外リスクは存在しないこととなる。

以上を踏まえると、現行のコミットメントの注記については、貸手の簿外リスクの存在を開示することを目的として注記が求めているものの、網羅性の確保の観点から、過度に保守的に、実務上は簿外リスクが存在しない対象まで開示を行っていることになる。これは、財務会計とリスク管理の整合性がとれないことに加え、財務諸表利用者に対しても、誤った情報を与えている可能性がある。

従って、実務指針第229項については、簿外リスクのないコミットメントの認識・開示を行う必要がない旨、以下のとおり、下線部の文言を追記することを提案する。

第229項

・（略）貸手の信用リスク管理上、与信として扱われるほか、これらの契約は貸手の将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性があるため、金融商品会計基

準の対象であるとした。ただし、コミットメント性が認められないものおよび任意の時期に無条件で取消し可能か、又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なもの、という両要件を満たす金融機関等の当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントについては、金融商品会計基準の対象に含めないものとする。（略）・・

また、当該追記内容に沿い、注記に関する規定（第139項、第311-2項）等も整備していただくことを要望する。

上記改正を行うことにより、銀行をはじめとする金融機関においては、貸手の将来のキャッシュ・フローに影響を与える、簿外リスクがある与信として扱うべき額をオフ・バランスで認識したうえで、注記することが可能となる。これは自己資本比率等算定上の信用リスク管理とも整合的であるうえ、実務指針第229項の趣旨にも沿うものとする。

また金融機関の財務諸表利用者にとっても当該範囲が注記されることが、金融機関の実態を正しく把握するうえで有用であるとする。

【関連規定】（下線部追記）

〔実務指針〕

（当座貸越契約および貸出コミットメント）

（第229項）

- 貸手である金融機関等の当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントは、借手にとって将来における借入実行可能な与信枠である。・・（中略）・・しかし、貸手の信用リスク管理上、与信として扱われるほか、これらの契約は貸手の将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性があるため、金融商品会計基準の対象であるとした。

（第139項）

- 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

（結論の背景 第311-2項）

- 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントの注記対象となるものには、契約上原則として無条件で取消し可能なもの（例えば、CPバックアップライン等）も含まれる。・・（中略）・・このように、当座貸越契約及び貸出コミットメントは、原則として全てのものが注記の対象となるが、一般にはその注記金額の一部しか借手が実行せず、当該金額の全体について貸手に支払義務が生じるものではないことから、財務諸表の読者の誤解を招かないようにするため、金額の注記に加えて、その旨の補足説明（定性情報）を付すことが出来る。

〔自己資本比率規制に関する Q&A〕

第78条-Q4

告示第78条第1項第1号に規定する「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」への該当性は、①コミットメント性の有無及び②任意の時期に無条件で取消し可能か、又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能かを判断することとなります。

つまり、①のコミットメント性が認められない場合は、オフ・バランス取引として与信相当額を認識する必要はありません。なお、コミットメント性が認められるか否かは、銀行が与信枠を設定しているか否かという形式面だけでなく、相手方から引出（貸出）の申し出があった場合に、その引出（貸出）を留保できるかという実質面を踏まえて判断することが可能です。・・（中略）・・銀行が与信

枠設定をしている一方で、実際には相手方から現金等の引出(貸出)の申し出がある都度、銀行に引出(貸出)の留保を判断する機会がある場合には、相手方は自由に現金等の引出(貸出)ができないことからコミットメント性が否定されます。

(事務局対応案)

金融商品に関連する開示について見直しを要望するものである。

関連する制度及び会計基準等との関係を整理し、技術的な評価を行うために、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼してはどうか。